

防災基本計画 新旧対照表

<旧> 初版：令和5年12月 策定	<新> 改訂版：令和6年9月 改訂	備考欄
第1章 総則 1 目的 本計画は、博覧会の開幕期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために策定する。 また、会場及び会場外駐車場における災害予防、事前対策及び応急対策に関する基本的事項を定めることにより、万が一の災害発生時に協会及び関係機関が密接に連携して災害対応にあたり、博覧会の安心・安全の確保に資することを目的とする。 2 対象範囲 本計画の対象とする範囲は、<u>会場、会場外駐車場及びその周辺</u>とする。 (1) <u>会場内の配置は、別図1のとおり</u> (2) <u>会場外駐車場は、別図2のとおり</u> 4 基本方針 (1) 協会は、事前対策として、参加者も含めた博覧会全体の<u>自主防災組織</u>を構築し、<u>自主防災組織</u>の充実強化に向けて、<u>防災教育</u>や<u>防災訓練</u>を実施する。	第1章 総則 1 目的 本計画は、博覧会の開幕期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために策定する。 また、<u>会場等</u>における災害予防、事前対策及び応急対策に関する基本的事項を定めることにより、万が一の災害発生時に協会及び関係機関が密接に連携して災害対応にあたり、博覧会の安心・安全の確保に資することを目的とする。 2 対象範囲 本計画の対象とする範囲は、<u>次のとおり</u>とする。 (1) <u>会場、交通ターミナル等及びその周辺（別図1のとおり）</u> (2) <u>万博P&R¹駐車場等（別図2のとおり）</u> 4 基本方針 (1) 協会は、事前対策として、参加者も含めた博覧会全体の<u>避難誘導・救助等に従事する</u>組織を構築し、組織の充実強化に向けて、<u>防災研修</u>や<u>防災訓練</u>を実施する。	(変更) (変更) (変更) (変更)

	¹ P&R（パークアンドライド）とは、出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式のことをいう。博覧会では、バスにより輸送を行う。 大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）第4版、 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/expo2025_raijyoushayusougutaihousein_04_honpen_240719.pdf アクセス日（2024/8/22）	（追加）
第2章 災害想定と被害想定 3 落雷 (2) 会場内の落雷による被害 雷は積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ち、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴があるため、会場内では大屋根リング（高さ20m）上や静けさの森等の樹木がある場所は他と比べて、落雷の可能性が高く、会場内では、下表のような事象が想定される。	第2章 災害想定と被害想定 3 落雷 (2) 会場内の落雷による被害 雷は積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ち、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴があるため、会場内では大屋根リング（高さ20m）上は他と比べて、落雷の可能性が高く、会場内では、下表のような事象が想定される。	（削除）
第3章 事前対策 1 防災組織体制 (1) 防火管理体制 博覧会における防火管理体制は別図3のとおりとする。協会は、各パビリオン等の防火管理を統括するため、<u>総合防火管理者</u>を置く。 <u>総合防火管理者は、会場内の防火管理に関する事項を定めるための総合消防計画を作成する。</u> (2) <u>自衛消防体制</u> 協会は、博覧会開催期間中の初期の消防活動に従事させるため、別図4のとおり自衛消防体制を置く。また、各自衛消防隊を	第3章 事前対策 1 防災組織体制 (1) 防火管理体制 博覧会における防火管理体制は別図3のとおりとする。協会は、各パビリオン等の防火管理を統括するため、<u>万博防災責任者</u>を置く。 <u>万博防災責任者は、防災実施計画を作成し、会場内の防火・防災に関する事項を定める。</u> (2) <u>避難誘導・救助等に従事する組織等の体制</u> <u>博覧会における避難誘導・救助等に従事する組織等の体制は別図4のとおりとする。万博防災責任者は、災害時に各組織や部隊</u>	（変更） （変更）

<u>統括するため、博覧会自衛消防隊長を置く。</u> 各自衛消防隊は、本計画で想定する火災以外の災害においても活動するものとする。 (3) 警察及び消防の体制 大阪府警及び大阪市消防局は、会場内に整備される拠点や詰所に人員や車両等を配備し、博覧会の警察体制、消防体制を構築する。 2 防災教育及び防災訓練 (1) 防災教育 勤務者に対しては、災害発生時の対応や防災に関する知識等について十分な研修及び教育を行う。 (2) 防災訓練 ア 図上訓練 協会職員の防災知識や災害活動能力を高めるため、定期的に初動活動を主眼とした図上訓練を実施する。 イ 機能別訓練 勤務者及び関係機関が参加する避難誘導や備蓄物資配布等に関する機能別訓練の実施を検討する。 ウ 総合防災訓練 協会警備隊及び関係機関が参加する総合防災訓練を実施する。訓練実施計画にあつては別途作成する。 3 防災関連施設の整備 (1) 危機管理センター 防災に関する総合的な指揮を執る拠点として危機管理センターを設置する。 危機管理センターには協会職員及び協会警備隊のほか、関係機関	<u>が連携して活動できるよう指揮・統括する。</u> 各組織等は、本計画で想定する火災以外の災害においても活動するものとする。 (3) 警察及び消防の体制 大阪府警察及び大阪市消防局は、会場内に整備される拠点や詰所に人員や車両等を配備し、博覧会の警察体制、消防体制を構築する。 2 防災研修及び防災訓練 (1) 防災研修 <u>協会は、</u>勤務者に対して、災害発生時の対応や防災に関する知識等について十分な研修及び教育を行う。 (2) 防災訓練 ア 図上訓練 協会職員の防災知識や災害活動能力を高めるため、定期的に初動活動を主眼とした図上訓練を実施する。 イ <u>個別訓練</u> 勤務者及び関係機関が参加する避難誘導や備蓄物資配布等に関する<u>個別の</u>訓練の実施を検討する。 ウ 総合防災訓練 協会警備隊及び関係機関が参加する総合防災訓練を実施する。訓練実施計画にあつては別途作成する。 3 防災関連施設の整備 <u>別図 5 及び以下のとおり、防災関連施設を整備する。</u> (1) 危機管理センター <u>協会は、</u>防災に関する総合的な指揮を執る拠点として危機管理センターを設置し、<u>危機管理センター長（万博防災責任者を兼務）を置く。</u>	(追加) (変更) (変更) (変更) (追加) (変更)
--	--	---

のリエゾンを受け入れ、情報共有や有事の際のオペレーションに当たる。 ア 設置場所 管理本部中央棟 イ 運用体制 危機管理センターの運用体制は別図5のとおりとし、関係機関と連絡・調整しながら、センター長が防災に関する総合的な指揮を執る。 詳細な運用については、実施計画及びマニュアルに定める。 ウ 緊急時の代替運用 災害の状況により危機管理センターが運用できない場合に備えて、会場内の別の場所又は咲州庁舎に危機管理センターの機能を代替運用できる体制の構築を検討する。 (4) 万博消防拠点 消防職員の拠点として万博消防センター（仮称）及び救急隊詰所を設置する。 5 危機管理設備等の整備 (5) 備蓄倉庫 会場内に備蓄倉庫を整備する。備蓄に関する事項は、別途<u>備蓄計画</u>を策定する。	危機管理センターには協会職員及び協会警備隊のほか、関係機関のリエゾンを受け入れ、情報共有や有事の際のオペレーションに当たる。 ア 設置場所 管理本部中央棟 イ 運用体制 危機管理センターの運用体制は別図6のとおりとし、関係機関と連絡・調整しながら、<u>危機管理</u>センター長が防災に関する総合的な指揮を執る。 詳細な運用については、<u>防災</u>実施計画及びマニュアルに定める。 ウ 緊急時の代替運用 災害の状況により危機管理センターが運用できない場合に備えて、会場内の別の場所又は咲州庁舎に危機管理センターの機能を代替運用できる体制の構築を検討する。 (4) 万博消防拠点 消防職員の拠点として<u>大阪・関西</u>万博消防センター及び救急隊詰所を設置する。 5 危機管理設備等の整備 (5) 備蓄倉庫 <u>別図5のとおり</u>会場内に備蓄倉庫を整備する。備蓄に関する事項は、別途<u>防災実施計画で定める。</u>	(変更) (変更) (変更)
--	--	-------------------------------------

第4章 応急対策

1 組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織体制を構築する。

各種災害の規模に応じて段階的に組織体制を強化するものとし、複合的な災害が発生した場合は、組織の長が必要に応じて設置の判断を行い、ひとつの組織体制で対応する。

組織体制	対応する部局	備考
情報連絡体制	危機管理局	災害情報を収集し、協会幹部等各との連絡体制を維持する。
警戒本部	広報・プロモーション局 会場運営局 危機管理局 交通局	危機管理局長を警戒本部長とし、4局体制で災害対策に当たる。
災害対策本部	協会全体	事務総長を災害対策本部長とし、協会全体で災害対策に当たる。

(1) 情報連絡体制
危機管理局の必要な人員で対応する。

(2) 警戒本部
各部の主な任務は下表のとおりとする。

担当する部	主な任務
広報・プロモーション局	・チケットの払戻しに関すること

第4章 応急対策

1 組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織体制を構築する。

組織体制		備考
情報連絡体制 <u>平時からの体制</u>		<u>危機管理センター</u> で災害情報を収集し、協会 <u>各部局</u> との連絡体制を <u>構築</u> する。
災害対策本部		事務総長を災害対策本部長とし、協会全体で災害対策に当たる。

(削除)

(変更)

(削除)

(削除)

(削除)

会場運営局	・営業施設に関すること ・大雨や強風への対策に関すること ・来場者の帰宅に関すること
危機管理局	・危機管理センターの運用 ・来場者等の避難に関すること ・来場者等の救助、救護に関すること ・医療救護に関すること ・会場警備に関すること ・関係機関との連絡調整 ・協会自衛消防隊の運用に関すること ・パビリオン等の自衛消防隊との連絡調整
交通局	・鉄道、道路の情報収集 ・振替え輸送に関すること

(3) 災害対策本部

災害対策本部の組織図は別図6のとおりとし、各部局の主な任務は下表のとおりとする。

担当する部局	主な任務
総合戦略室 経営企画室 総務局	・協会本部の主体的な運営 ・各部局からの情報の取りまとめ及協会本部長への報告に関すること ・協会本部会議の開催に関すること ・災害時の保険に関すること

災害対策本部の組織図は別図7のとおりとし、各部局の主な任務は下表のとおりとする。

担当する部局	主な任務
総合戦略室 経営企画室	・災害対策本部の運営に関すること ・各局との連絡調整に関すること ・万博推進局（大阪府市）との連絡調整に関すること ・関係省庁との連絡調整に関すること ・プロデューサーとの連絡調整に関すること ・災害時の強制保険に関すること ・本部長の特命事項に関すること ・他の所管に属しない事項の調整に関すること
総務局	・災害対策本部の庶務に関すること ・職員の災害対応にかかる勤務に関すること

(変更)

(変更)

(変更)

			・被災職員への対応に関すること ・災害対策に必要な資金の調達及び現金の出納に関すること	
広報・プロモーション局	・協会ホームページの掲載に関すること ・報道機関との連携に関すること ・チケットの払戻しに関すること ・その他博覧会運営に支障を来す特異事象に関すること	広報・プロモーション局	・災害記録（写真・映像含む）に関すること ・災害の広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・教育機関との連絡調整に関すること ・入場券に関すること	(変更)
企画局	・民間パビリオンに関すること ・自治体パビリオン・未来社会ショーケース事業者に関すること	企画局	・キャッシュレス・デジタルウォレット事業の連絡調整に関すること ・テーマ事業の連絡調整に関すること ・未来社会ショーケース事業の連絡調整に関すること ・国内出展者（政府・自治体・民間）との連絡調整に関すること ・テーマウィークの連絡調整に関すること	(変更)
催事局	・催事の開催に関すること	イベント局	・催事関係者との連絡調整に関すること ・催事施設の使用に関すること	(変更)
ICT局	・ICTシステムに関すること	ICT局	・ICTシステムに関すること	
会場運営局	・営業施設に関すること	会場運営局	・来場者サービスに関すること ・会場内輸送に関すること（他部分掌のものを除く） ・会場内清掃・廃棄物管理に関すること ・場内営業施設に関すること（他部分掌のものを除く） ・物流（倉庫・保税・車両入退場管理）に関すること	(変更)
危機管理局	・危機管理センターの運用	危機管理局	・災害対策本部の総合調整に関すること	(変更)

	・ 来場者等の避難に関すること ・ 来場者等の救助・救護に関すること ・ 医療救護に関すること ・ 会場警備に関すること ・ 関係機関との連絡調整 ・ <u>協会自衛消防隊の運用に関すること</u> ・ <u>パビリオン等の自衛消防隊との連絡調整</u> ・ 備蓄物資の供給に関すること ・ その他、警備・防災に関すること	
交通局	・ <u>鉄道、道路の情報収集</u>	
整備局	・ <u>会場整備に関すること</u> ・ <u>電気、ガス、水道等のインフラに関すること</u> ・ <u>施設復旧に関すること</u>	
国際局	・ B I Eとの連絡調整に関すること ・ <u>関係国、国際機関等への連絡調整に関すること</u>	
※ 主な任務については、今後変更となる場合がある。		
2 協会職員の招集 協会は、夜間等において災害対応する必要がある場合、 <u>協会職員を招集する</u> 。各部局は職員を <u>招集する</u> ための緊急連絡体制をあらかじめ構築する。 <u>【例】：台風が発生し、夜間等においても情報連絡体制を維持する必要がある場合など</u>		
	・ 危機管理センターの運用<u>に関すること</u> ・ 来場者等の避難に関すること ・ 来場者等の救助・救護に関すること ・ 医療救護に関すること ・ 会場警備に関すること ・ 関係機関との連絡調整<u>に関すること</u> ・ <u>防火管理者</u>との連絡調整<u>に関すること</u> ・ 備蓄物資の供給に関すること ・ その他、防災に関すること	
交通局	・ <u>来場者輸送に関する調整・情報発信に関すること</u> ・ <u>万博P & R駐車場等、交通ターミナル等に関すること</u>	(変更)
整備局	・ <u>会場内施設、通路等の整備、応急作業、復旧に関すること</u> ・ <u>基盤インフラ（電気、ガス、水道等）の整備、復旧に関すること</u>	(変更)
国際局	・ B I Eとの連絡調整に関すること ・ <u>公式参加者との連絡調整に関すること</u>	(変更)
※ <u>原則、各局はそれぞれ所管する業務をもとに災害対策活動に従事するが、所管する業務外の任務を割り振る場合もある。</u>		
2 協会職員の招集 協会は、夜間等において災害対応する必要がある場合、職員を <u>参集させる</u> 。各部局は職員を <u>参集させる</u> ための緊急連絡体制をあらかじめ構築する。		
		(変更)

3 災害活動体制 (1) 協会 自衛消防隊や救護隊の行う応急救護や人命救助、消火活動、避難誘導等の災害活動は、センター長の統括的な指揮によるものとし、関係機関との調整を行いながら活動するものとする。 (2) 関係機関との調整 警察、消防、海上保安庁及び自衛隊が行う災害活動との調整は、危機管理センターにおいて行うものとする。 (3) 災害対策要員の確保 災害対応活動に必要な要員は、自衛消防隊の他に、協会職員及びパビリオン等の勤務者からも早期に確保する。 4 通信体制 危機管理センター及び災害対策要員間の連絡のため、IP 電話やデジタル簡易無線などの通信機器を整備する。 5 資機材の整備 災害対策のため必要な資機材を整備する。 【資機材の例】：ボルトクリッパー、ポータブル油圧ジャッキ、担架、投光器、土嚢 7 災害対策活動 (2) 災害対策活動 各種災害に対する主な活動は下表のとおり。詳細にあつては、実施計画及び各種マニュアルに定める。	3 災害対策活動体制 (1) 協会 自衛消防の組織や協会警備隊及び協会救護隊の行う応急救護活動や人命救助、消火活動、避難誘導等の災害活動は、危機管理センター長の統括的な指揮によるものとし、関係機関との調整を行いながら活動するものとする。 (2) 関係機関との調整 警察、消防、海上保安庁及び自衛隊が行う災害活動との調整は、危機管理センターにおいて行うものとする。 (3) 災害対策活動要員の確保 災害対策活動に必要な要員は、自衛消防の組織の他に、協会職員及びパビリオン等の勤務者からも早期に確保する。 4 通信体制 危機管理センター及び災害対策活動要員間の連絡のため、IP 電話やデジタル簡易無線などの通信機器を整備する。 5 資機材の整備 災害対策活動のため必要な資機材を整備する。 【資機材の例】：ボルトクリッパー、担架、発電機、投光器、土嚢 7 災害対策活動 (2) 災害対策活動 各種災害に対する主な活動は下表のとおり。詳細にあつては、防災実施計画及び各種マニュアルに定める。	(変更) (変更) (変更) (追加) (変更) (追加)
--	---	---

災害種別	主な活動	災害種別	主な活動	
地震	・ 非常放送（身を守る措置を促す） ・ 避難誘導 ・ 負傷者及び建物被害の確認 ・ 応急救護措置 ・ 公共交通機関の運行状況確認 ・ アクセスルートの被害確認 ・ 府市の被害状況確認	地震	・ 非常放送（身を守る措置を促す） ・ 避難誘導 ・ 負傷者及び建物被害の確認 ・ 応急救護措置 ・ 公共交通機関の運行状況確認 ・ アクセスルートの被害確認 ・ 府市の被害状況確認	(変更)
津波	・ 非常放送（混乱を防ぐ広報） ・ 津波情報に留意し会場内に留まるよう指示 ・ 大屋根リングには上がらないよう指示	津波	・ 非常放送（混乱を防ぐ広報） ・ 津波情報に留意し会場内に留まるよう促す ・ 大屋根リング上には上がらないよう指示	
風水害	・ 早めの帰宅案内 ・ 警戒活動 ・ 浸水対策 ・ 強風対策	風水害	・ 早めの帰宅案内 ・ 警戒活動 ・ 浸水対策 ・ 強風対策	
落雷	・ 大屋根リングや静けさの森からの早めの退避 ・ 屋内避難 ・ 屋外イベントの中止検討	落雷	・ 大屋根リング上や静けさの森からの早めの退避 ・ 屋内等の安全な場所への退避 ・ 屋外イベントの中止検討	
猛暑	・ 熱中症に関する注意喚起 ・ ゲートやパビリオンの滞留対策 ・ 急病人発生時の対応	猛暑	・ 熱中症に関する注意喚起 ・ ゲートやパビリオンの滞留対策 ・ 急病人発生時の対応	
火災	・ 自動火災報知設備発報時の協会警備隊の対応 ・ 自衛消防隊による初期消火、通報、避難誘導 ・ 119 番通報 ・ 警察・消防との連携	火災	・ 自動火災報知設備発報時の協会警備隊等の対応 ・ 自衛消防の組織による初期消火、通報、避難誘導 ・ 119 番通報 ・ 警察・消防との連携	(変更)
8 避難・帰宅支援 来場者の避難や帰宅支援にあつては、別図 7 に示すフローで実施		8 避難・一時滞在施設・帰宅支援 次に掲げる事項について検討し、別途防災実施計画で定める。		(変更)

する。また、次に掲げる事項について検討し、別途避難計画等で定める。 (1) <u>会場内避難</u> <u>会場内の避難については、屋内避難、屋外避難及び区画避難などパターン別の避難方法を策定する。</u> (2) <u>会場外避難及び帰宅支援</u> <u>大規模災害や重大な事件・事故の発生に備えて、会場外へ避難し、帰宅できるような方法・手段（バスによる振替輸送、船舶による輸送など）を検討する。</u> (3) <u>広域避難</u> <u>大規模災害発生時において広域的な避難が必要な場合、協会から大阪府市又は国に救助・協力を要請して実施する。</u> (4) <u>帰宅困難者対策</u> <u>一斉帰宅抑制の考え方にに基づき、来場者の帰宅困難者対策を講じる。また、帰宅を開始するタイミングや方法について、大阪府市と連携するスキームを構築する。</u>	(1) <u>避難計画</u> <u>発災時の避難行動、屋外避難場所、避難誘導要領について定める。</u> (2) <u>一時滞在施設</u> <u>一時滞在場所への移動、運営等について定める。</u> (3) <u>帰宅支援</u> <u>大阪府・大阪市及び関係機関と連携し、来場者の帰宅に関する情報提供、帰宅手段の調整について定める。</u>	(変更) (追加) (変更) (削除) (削除)
--	---	---

別表

関係機関一覧表

種別	機関名	担当部署
関係省庁	内閣官房	国際博覧会推進本部事務局
	経済産業省	商務・サービスグループ博覧会推進室
	その他関係する行政省庁	
自治体	大阪府	危機管理室
	大阪市	危機管理室
防災機関	陸上自衛隊	中部方面総監部
	気象庁	大阪管区気象台
	海上保安庁	第五管区海上保安本部
	大阪府警	万博警察拠点
	大阪市消防局	万博消防拠点
公共交通機関	大阪メトロ	
	JR西日本	
指定公共機関	NTT西日本	
	大阪ガスネットワーク	
	関西電力	

別表

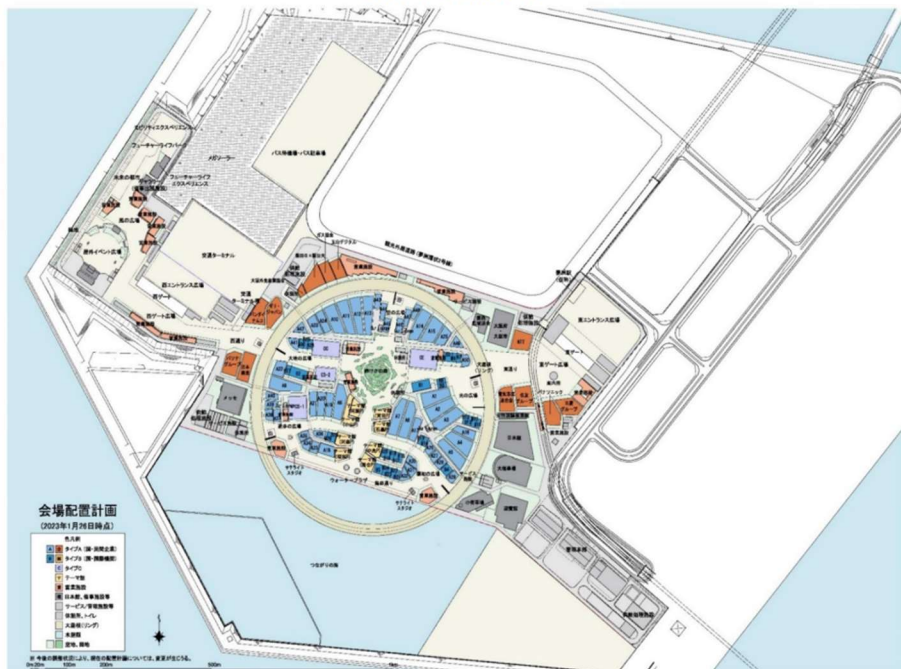
(変更)

関係機関一覧表

種別	機関名	担当部署
関係省庁	内閣官房	国際博覧会推進本部事務局
	経済産業省	商務・サービスグループ博覧会推進室
	その他関係する行政省庁	
自治体	大阪府	危機管理室
	大阪市	危機管理室
	その他関係する自治体	危機管理担当部署
防災機関	陸上自衛隊	中部方面総監部
	気象庁	大阪管区気象台
	海上保安庁	第五管区海上保安本部
	大阪府警察	万博警察拠点
	大阪市消防局	万博消防拠点
公共交通機関	大阪メトロ	
	JR西日本	
指定公共機関	NTT西日本	
	大阪ガスネットワーク	
	関西電力	

博覧会 会場配置図

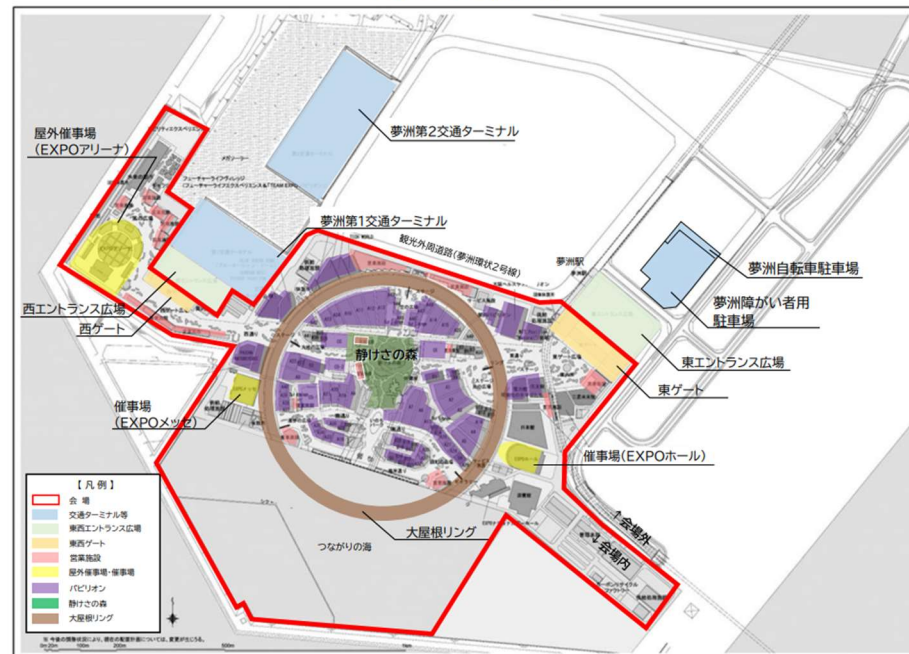
別図 1



博覧会 会場配置図

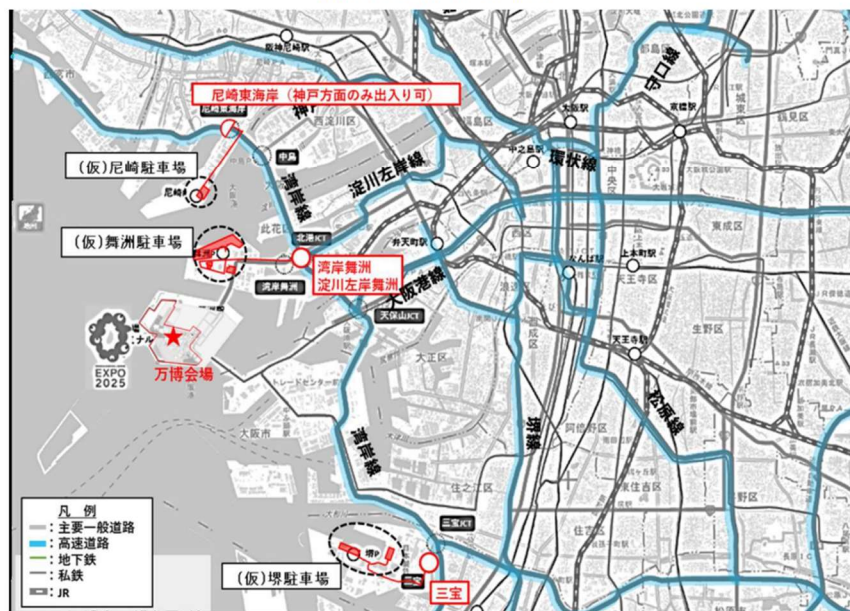
別図 1

(変更)



博覧会 会場外駐車場配置図

別図 2



万博P&R駐車場等 配置図

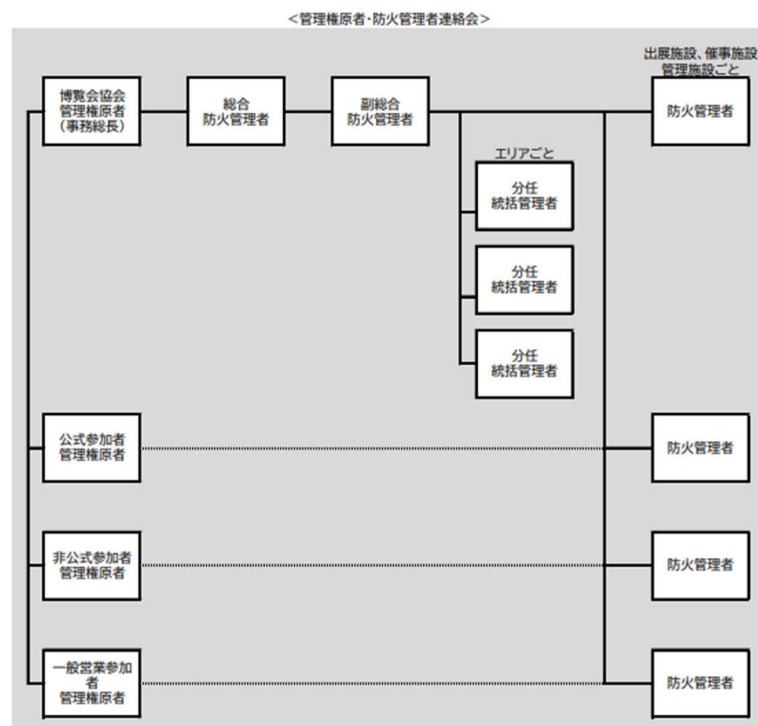
別図 2

(変更)



別図 3

博覧会防火管理体制図

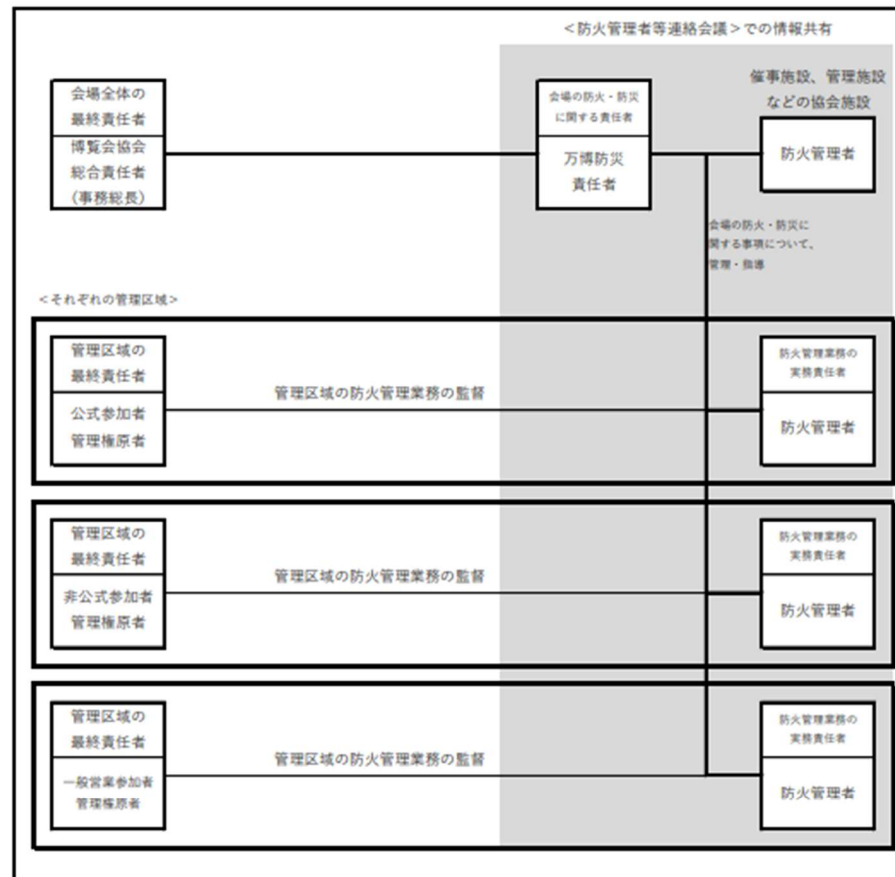


役職区分	業務等
管理権原者	防火管理者の選任や防火管理業務の監督など、管理区域において火気の使用又は取扱いその他法令で定める防火管理に関する事項について責任を有する。出展施設や催事施設及び管理施設等の相互連携や協調によって防火管理体制の徹底を図る。
総合防火管理者	会場全体の総合消防計画を作成し、出展施設や催事施設及び管理施設等の防火管理者を指導し、会場内の総合的な防火・防災に必要な業務を行う。
副総合防火管理者	総合防火管理者を補佐し、総合防火管理者不在の時はその業務を代行する。
分任統括管理者	消防機関や総合防火管理者から各施設等の防火管理者に対しての連絡や指示等が速やかに伝達及び実施されるよう、エリア毎の防火管理業務や防火管理者をとりまとめを行う。
防火管理者	消防計画の作成、消防計画に基づく定期的な消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を行う。

別図 3

(変更)

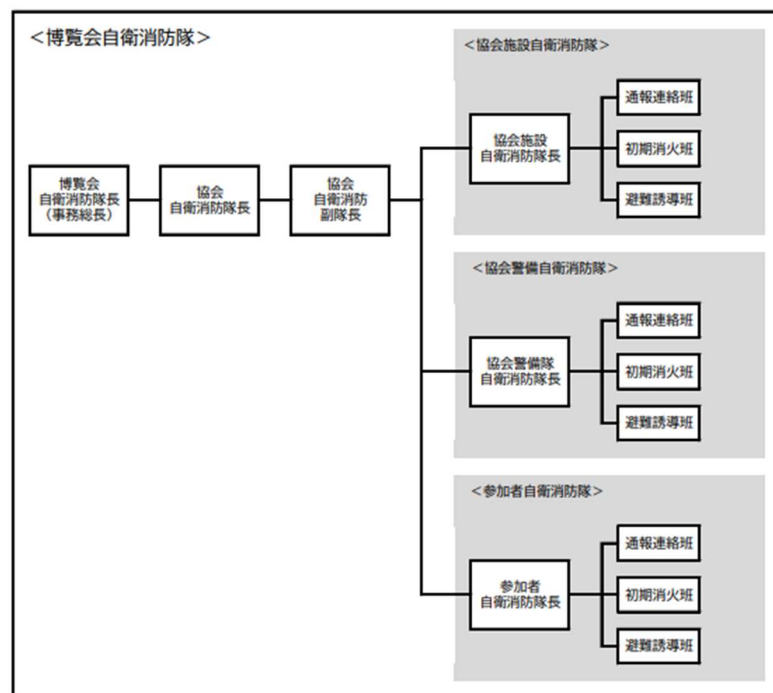
博覧会防火管理体制図



役職区分	業務等
万博防災責任者	会場全体の防災計画を作成し、出展施設や催事施設及び管理施設等の防火管理者を指導し、会場内の総合的な防火・防災に必要な業務を行う。
管理権原者	防火管理者の選任や防火管理業務の監督など、管理区域において火気の使用又は取扱いその他法令で定める防火管理に関する事項について責任を有する。
防火管理者	消防計画の作成、消防計画に基づく定期的な消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を行う。

別図 4

博覧会自衛消防体制図

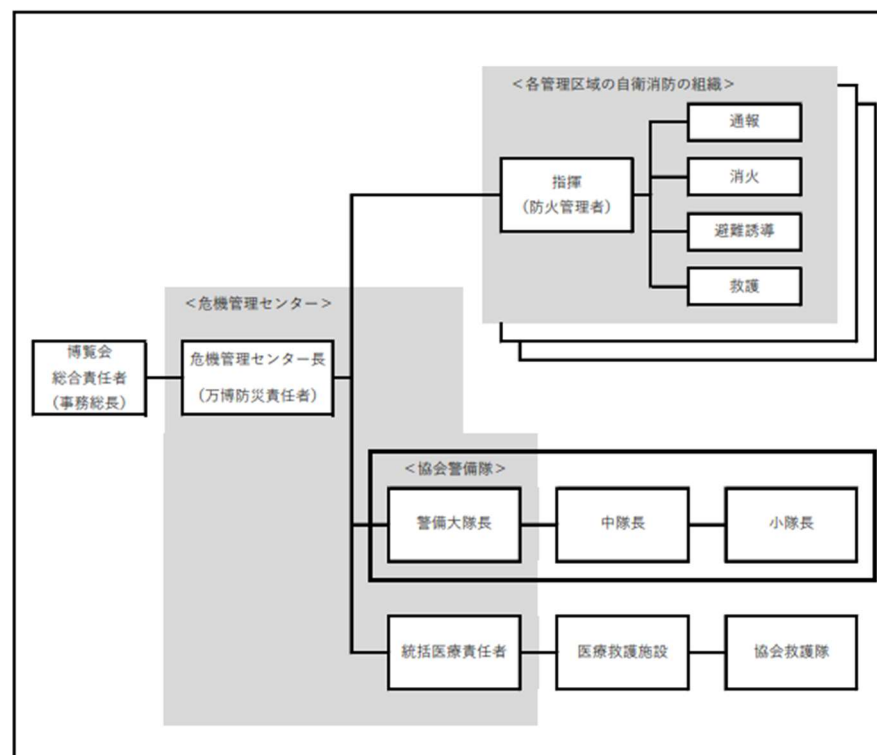


自衛消防隊区分	内容
博覧会自衛消防隊長	博覧会自衛消防隊全体の活動を総合的に指揮・統括する隊長
協会自衛消防隊長	博覧会自衛消防隊長を補佐し、博覧会自衛消防隊長不在の時はその業務を代行する。
協会自衛消防副隊長	協会自衛消防隊長を補佐し、協会自衛消防隊長不在の時はその業務を代行する。
協会施設自衛消防隊	協会管理施設等に設置する自衛消防隊
協会警備自衛消防隊	パビリオン等の管理区域に属さない区域(通路等)のために設置する自衛消防隊で、協会警備隊により構成される
参加者自衛消防隊	パビリオン等に設置する自衛消防隊

別図 4

(変更)

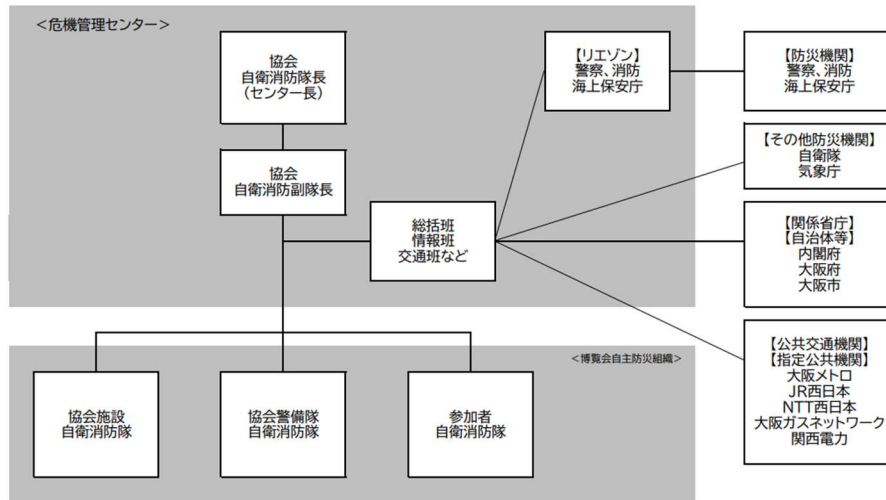
博覧会 避難誘導・救助等に従事する組織等の体制図



区分	内容
危機管理センター長	博覧会の避難誘導・救助等に従事する組織等が、災害時に関係機関と連携して活動できるよう指揮・統括する。
各管理区域の自衛消防の組織	参加者や開催者がそれぞれ管理する区域に設置する組織で、各施設に勤務する勤務者が消防計画によって定められた役割（消火・通報・避難誘導等）で活動する。
警備大隊長	会場内の各警備隊が担当する区域における責任者
協会警備隊	災害時に会場内の通路や広場などのほか、会場全体で避難誘導等の災害対策活動を行う部隊
統括医療責任者	会場内の医療救護体制の統括的な管理を行う責任者
協会救護隊	医療救護施設の人員等で編成され、会場全体で救護活動を行う部隊

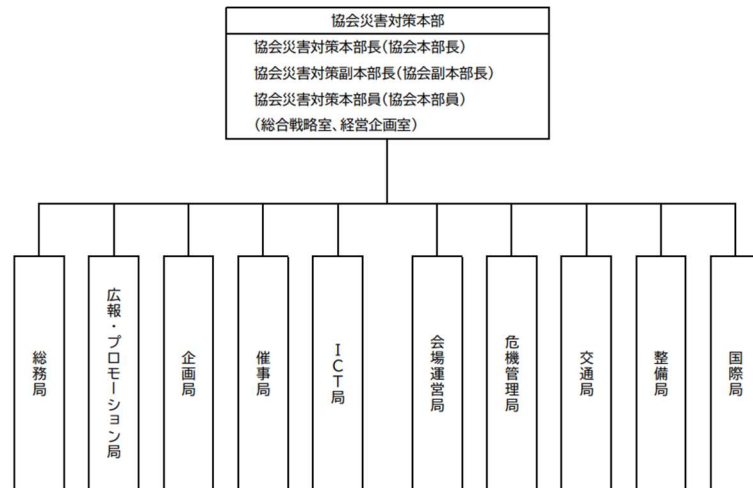
別図 5

博覧会 危機管理センター運用体制図



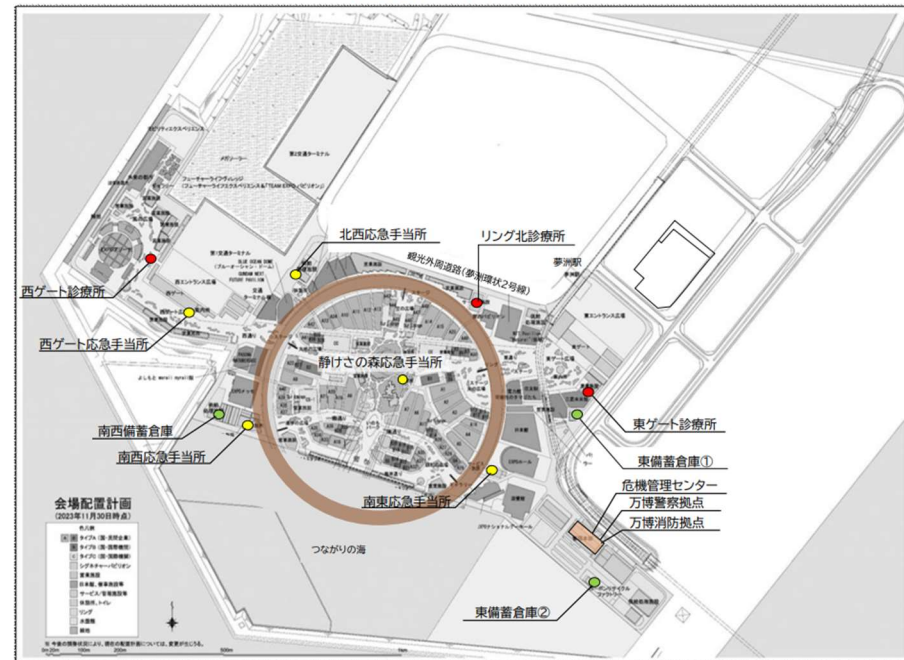
別図 6

協会災害対策本部 組織図



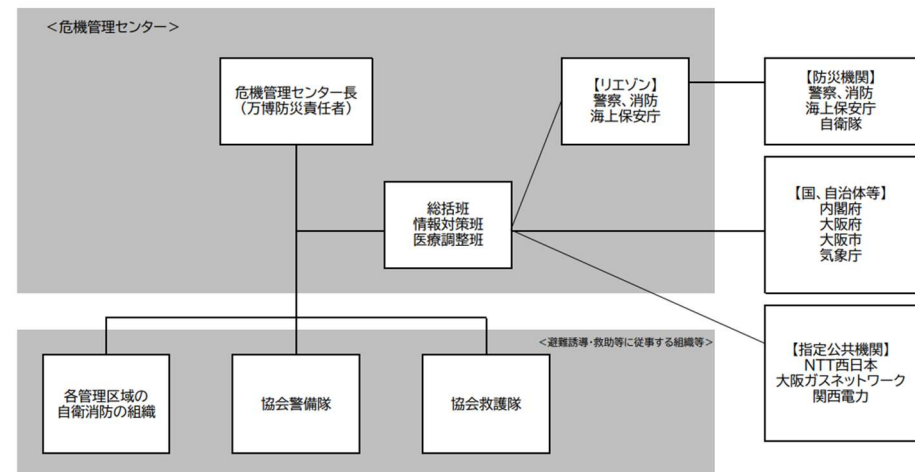
別図 5

防災関連施設 配置図



別図 6

博覧会 危機管理センター運用体制図

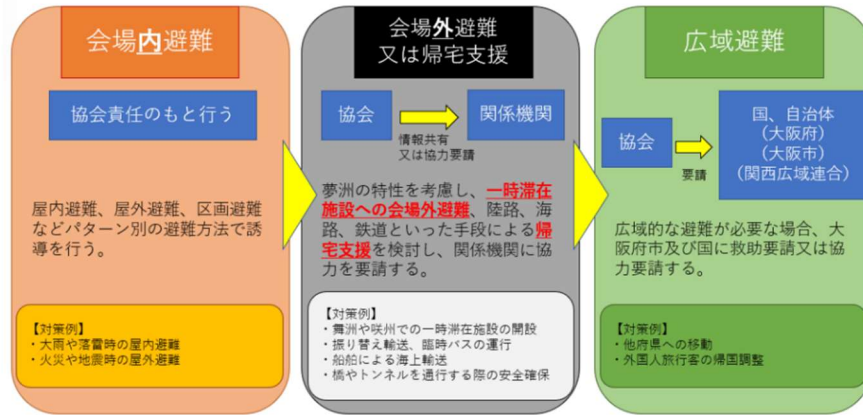


(変更)

(変更)

別図 7

来場者避難・帰宅イメージ図



別図 7

(変更)

災害対策本部 組織図

